(2)個別指定手数料返還請求書

個別指定手数料の返還の請求は、「個別指定手数料返還請求書」により行います。
［意施規18条の5］

個別指定手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】　個別指定手数料返還請求書
（【提出日】　令和××年１０月　１日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願２０××－５××××××
【返還請求人】
　【住所又は居所】　スイス国，　ジュネーブ　９９，　リュ　ドゥ　セキトン　２
　【住所又は居所原語表記】　２　Ｒｕｅ　ｄｅ　Ｓｅｋｉｔｏｎ，　Ｇｅｎｅｖａ　９９，　Ｓｗｉｔｚｅｒｌａｎｄ
　【氏名又は名称】　エービーシー　コーポレーション
　【氏名又は名称原語表記】　ＡＢＣ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
【代理人】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－４－３
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　国際　太郎
【返還原因】　拒絶査定の確定
【納付済金額】　６０３
【返還金振込先】
　【金融機関名】　〇〇銀行　〇〇支店
　【口座種別】　普通預金
　【口座番号】　〇〇〇〇〇〇
　【フリガナ】　コクサイ　タロウ
　【口座名義人】　国際　太郎

(注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
(注2)【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
(注3)【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
(注4)【返還原因】の欄には、「国際登録の限定に基づくみなし取下げ」「特許への出願変更に基

づくみなし取下げ」「拒絶の査定の確定」「拒絶の審決の確定」のように返還請求の原因を記載してください。

(注5)【納付済金額】欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料(出願時・更新時)のスイスフラン表示の額を記載します。「スイスフラン」や「, 」等を付さず、アラビア数字のみで表示してください。

(注6)【返還金振込先】としては、返還請求人又はその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

(3)返還金額等の通知

個別指定手数料の返還の請求が適法に行われた場合には、特許庁は返還請求人又はその代理人に対して、返還する日本円額や日本円額に換算した際の為替レート等を通知します。

(参考)過去の日本国における個別指定手数料

国際登録日	個別指定手数料
2016 年 6 月 30 日以前	意匠ごとに 582 スイスフラン
2016 年 7 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	意匠ごとに 665 スイスフラン
2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	意匠ごとに 682 スイスフラン
2022 年 4 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	意匠ごとに 603 スイスフラン
2022 年 12 月 1 日～2024 年 2 月 29 日	意匠ごとに 507 スイスフラン
2024 年 3 月 1 日以降	意匠ごとに 436 スイスフラン